第二章 設計及び製造要求事項

第二章 設計及び製造要求事項			
(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要			
件を満たすほか、使用材料の			
選定について、必要に応じ、			
次の各号に掲げる事項につい			
て注意が払われた上で、設計			
及び製造されていなければな			
らない。			
一 毒性及び可燃性	不適用	発火や火災に対する防止策	
		が盛り込まれているため、発	
		火する可能性は殆どない。ま	
		た、毒性/生体適合性に関	
		し、意図して生体組織、細胞	
		及び体液と接触する部分は、	
		一般的にこの機器にはない。	
二 使用材料と生体組織、細胞、	不適用		
体液及び検体との間の適合性		·	
THE STATE OF THE S			
三 硬度、摩耗及び疲労度等	 適用	認知された規格・基準の該当	 JIS T 0601−1:医用電気機器−
	\(\mathbb{\text{\tint{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
		テンスのでは、	
·		/ かり。	求事項
			43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的		汚染物質や残留物質が発生	ļ
に応じ、当該医療機器の輸送、	/下地/口	する機器ではない。	
保管及び使用に携わる者及び		9 の存在的ではない。	/-
患者に対して汚染物質及び残			
留物質(以下汚染物質等とい	·		
当物員(以下行案物員等という。)が及ぼす危険性を最小限			
に抑えるように設計、製造及		·	
び包装されていなければなら			
ず、また、汚染物質等に接触		·	
する生体組織、接触時間及び			
接触頻度について注意が払わ			
れていなければならない。			/
3 医療機器は、通常の使用手	不適用	通常の使用手順の中で同時	/
順の中で当該医療機器と同時		に使用される各種材料、物質	
に使用される各種材料、物質		及びガスを意図して使用す	
又はガスと安全に併用できる		る機器ではない。	
よう設計及び製造されていな		また、医薬品の投与を意図し	/
ければならず、また、医療機		た機器ではない。	
器の用途が医薬品の投与であ			
る場合、当該医療機器は、当			
該医薬品の承認内容及び関連	*		
する基準に照らして適切な投			
与が可能であり、その用途に			
沿って当該医療機器の性能が			/
維持されるよう、設計及び製			
造されていなければならな			
V.			
٠ ن			
			/

·			
4 医療機器がある物質を必須 な要素として含有し、当該物 質が単独で用いられる場合に	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
医薬品に該当し、かつ、当該 医療機器の性能を補助する目			
的で人体に作用を及ぼす場 合、当該物質の安全性、品質			
及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に			
検証されなければならない。	7°¥0	60.447 - 440.00 1 2 3511 2 7	
5 医療機器は、当該医療機器 から溶出又は漏出する物質が 及ぼす危険性が合理的に実行	不適用	一般的に機器から溶出する 又は漏出する物質はない。	
可能な限り、適切に低減する よう設計及び製造されていな ければならない。			
6 医療機器は、合理的に実行 可能な限り、当該医療機器自 体及びその目的とする使用環	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器- 第1部: 安全に関する一般的要 求事項
境に照らして、偶発的にある 種の物質がその医療機器へ侵	·		44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入(足踏み ************************************
入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減			制御器を用いている場合、該当)
できるよう設計及び製造され ていなければならない。		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971:医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用
		いることを示す。	りり過行
(微生物汚染等の防止)	T		
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
用者及び第三者(医療機器の 使用にあたって第三者に対す る感染の危険性がある場合に		一番できない。	
限る。) に対する感染の危険性 がある場合、これらの危険性			
を、合理的に実行可能な限り、 適切に除去又は軽減するよ			
う、次の各号を考慮して設計 されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。			
一			
露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。			
三 必要に応じ、患者、使用者 及び第三者による医療機器又 は検体への微生物汚染を防止			
すること。			
2 医療機器に生物由来の物質 が組み込まれている場合、適 切な入手先、ドナー及び物質	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
		·	<u></u>

2.271172	Т.		
を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験			
及び制御手順により、感染に			
関する危険性を、合理的かつ			
適切な方法で低減しなければ			
ならない。			
'4'J'4' °			
3 医療機器に組み込まれた非	┼──── 不適用	非ヒト由来組織等を組み込	
ヒト由来の組織、細胞及び物		む機器ではない。	/
質(以下非ヒト由来組織等と			
いう。)は、当該非ヒト由来組			/ '
織等の使用目的に応じて獣医			
学的に管理及び監視された動			
物から採取されなければなら			/ [
ない。製造販売業者等は、非			
ヒト由来組織等を採取した動			
物の原産地に関する情報を保持に対する情報を保持に対する情報を保持に対する情報を保持に対する情報を発展しません。			
持し、非ヒト由来組織等の処 理、保存、試験及び取扱いに			
おいて最高の安全性を確保			
し、かつ、ウィルスその他の			/
感染性病原体対策のため、妥			
当性が確認されている方法を			
用いて、当該医療機器の製造			
工程においてそれらの除去又			
は不活性化を図ることにより			
安全性を確保しなければなら			
ない。			
4 医療機器に組み込まれたヒ	不適用		
ト由来の組織、細胞及び物質		む機器ではない。	
(以下ヒト由来組織等とい			
う。)は、適切な入手先から入			
手されたものでなければなら			
ない。製造販売業者等は、ド			
ナー又はヒト由来の物質の選			
択、ヒト由来組織等の処理、			
保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、か		8	/ /
- C取同の女主性を確保し、が - つ、ウィルスその他の感染性			/
病原体対策のため、妥当性が			
確認されている方法を用い			
て、当該医療機器の製造工程			
においてそれらの除去又は不			
活性化を図り、安全性を確保			
しなければならない。			
5 特別な微生物学的状態にあ	 不適用	特別な微生物学的状態にあ	
ることを表示した医療機器		ることを表示した機器では	
は、販売時及び製造販売業者		ない。	
等により指示された条件で輸			
送及び保管する時に当該医療			
機器の特別な微生物学的状態			

ナルサンス・フトラファニルニト 生川	1	1	
を維持できるように設計、製 造及び包装されていなければ			
ならない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなれるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装の砂塊造されなければならを増りな手順対がなされない限り、販売された時点で無菌が不可能が不可能が不可能が不可能が不可能が不可能であり、ようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 冰井井丁72小井上口11小小地上上地小沙人上	不效田	海带力) 计许可计 2011年 20	
7 滅菌又は特別な微生物学的 状態にあることを表示した医 療機器は、妥当性が確認され ている適切な方法により滅菌 又は特別な微生物学的状態に するための処理が行われた上 で製造され、必要に応じて滅 菌されていなければならな い。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的 状態にあることを表示した 機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならな	不適用	滅菌を施さなければならな	
い医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。		い機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、 当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅 菌及び非滅菌の両方の状態で 販売される場合、両者は、包 装及びラベルによってそれぞ れが区別できるようにしなけ ればならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
L	l	<u> </u>	<u> </u>

(製造又は使用環境に対する配慮	:)		
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 -第1部: 安全に関する一般的 要求事項一第1節: 副通則一医 用電気システムの安全要求事 項 JIS T 14971: 医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ の適用
第9条 医療機器については、 次の各号に掲げる危険性が、 合理的かつ適切に除去又は低 減されるように設計及び製造 されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971:医療機器-リス
の危険性	AB/10	スク管理が計画・実施されていることを示す。	クマネジメントの医療機器への適用
			JIS T 0601-1: 医用電気機器- 第1部: 安全に関する一般的要 求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安
			定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受け る部分 49 電源の遮断
			56.11 c) 意図しない作動 X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44: 医用X線C T装置-安全 22 動く部分 27.101 CT装置の圧力駆動
			部の圧力変化 IEC 60601-2-28: Medical Electrical equipment - Part 2: Particular requirements for the safety of X-ray source assemblies and X -ray tube assemblies for medical diagnosis 45 圧力容器及び圧力を受け る部分

_				
	合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連 する危険性	適用	認知された規格・基準に該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器- 第1部: 安全に関する一般的要 求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49 電源の遮断
				JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 -第1部: 安全に関する一般的 要求事項-第2節: 副通則-電 磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ
				X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44: 医用X線C T装置-安全 10. 2. 2 電源
	通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	通常の使用手順の中で同時 に使用される各種材料、物質 及びガスを意図して使用す る機器ではない。	
<u> </u>] 物質が偶然医療機器に侵入 する危険性	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器-第1部: 安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入
∄	検体を誤認する危険性	不適用	検体を扱う機器ではない。	
ナ	研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971 : 医療機器-リネ クマネジメントの医療機器へ の適用
t	: 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合 又は測定若しくは制御の機構 の精度が低下する場合などに 発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971 : 医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用
	医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、 火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器-第1部: 安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般で関連する部分 57 電源部: 部品及び配置 59 構造及び配置

			X線CT装置部 IEC 60601-2-28: Medical ele
			CTrical equipment - Part 2: Particular requirements
			for the safety of X-ray
			source assemblies and X
			-ray tube assemblies for medical diagnosis
			25 飛散物
3 医療機器は、すべての廃棄	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されて		│ する項目に適合することを │ 示す。	第1部:安全に関する一般的要 求事項
いなければならない。		71.70	(6, 8, 2 j) 環境保護
			3, 3, 3, 3, 1, 1, 2, 1, 1, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
(測定又は診断機能に対する配慮		不停ナ担供よったMC 田戸店	
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患	不適用	画像を提供する診断用医療 機器である。	
者に重大な悪影響を及ぼす可		I MATH C 0.5 0.5	
能性がある場合、当該医療機			
器の使用目的に照らし、十分			
な正確性、精度及び安定性を 有するよう、設計及び製造さ			
れていなければならない。正			
確性の限界は、製造販売業者			
等によって示されなければな			
2 診断用医療機器は、その使	適用	認知された規格・基準の該当	ポジトロンCT装置部
用目的に応じ、適切な科学的	(AB) (1)	する項目に適合することを	医療機器及び体外診断用医薬
及び技術的方法に基づいて、		示す。	品の製造管理及び品質管理の
十分な正確性、精度及び安定			基準(平成16年厚生労働省令
性を得られるように設計及び 製造されていなければならな			169 号)
い。設計にあたっては、感度、			JIS Q 13485: 品質システム-医
特異性、正確性、反復性、再			療機器ー規則目的のためのシ
現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注			ステム要求事項
産业のに横山殴がに適切な任 意を払わなければならない。			X線CT装置部
12.20.00			IEC 61223-3-5 : Evaluation
			and routine testing in
			medical imaging department - Part 3-5: Acceptance tests -
			Imaging performance of
			computed tomography X-ray
			equipment
			(1) スライス厚 (2) 線量
			(2)
			(4) 空間分解能
			おいしゃいのでは異数
		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて	ポジトロンCT装置部 JIS T 14971: 医療機器ーリスク
		いることを示す。	マネジメントの医療機器への
			適用

3 診断用医療機器の性能が較	不適用	b4-45-2×±+-〒□□ ¬フェト+亜※#+	
	个週用	性能が較正器又は標準物質の焦別な仕事と	
正器又は標準物質の使用に依		の使用に依存している機器	
存している場合、これらの較		ではない。	
正器又は標準物質に割り当て			
られている値の遡及性は、品			
質管理システムを通して保証			
されなければならない。			
4 測定装置、モニタリング装	不適用	画像を提供する診断用医療	
置又は表示装置の目盛りは、		機器である。	
当該医療機器の使用目的に応			
じ、人間工学的な観点から設			
計されなければならない。			
5 数値で表現された値につい	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
ては、可能な限り標準化され		する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
た一般的な単位を使用し、医		示す。	求事項
療機器の使用者に理解される			6.3 g) 制御器及び計器の表示
ものでなければならない。			(パラメータの数値表示)
(放射線に対する防御)		I	
第11条 医療機器は、その使	適用(吸収	認知された規格・基準の該当	JIS T 14971: 医療機器-リス
用目的に沿って、治療及び診	補正用密	する項目に適合することを	クマネジメントの医療機器へ
断のために適正な水準の放射	封線源—	示す。	の適用
線の照射を妨げることなく、	ガンマ線		22 MEZ/13
患者、使用者及び第三者への	源を使用		
放射線被曝が合理的、かつ適	する場合)		
切に低減するよう設計、製造	7 2 30 11		
及び包装されていなければなり	適用(医用	 認知された規格・基準の該当	 JIS T 0601-1: 医用電気機器
らない。	X線CT	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
	診断装置	示す。	水事項
	を使用す	/J, 2 0	29 X線
	る場合		25 A)0K
	C T画像	-	IIC T 0601_1_2 · 医甲毒生类型
1	を PET 用吸		JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要
	収補正デ		21—1247
			求事項一第3節:副通則一診断
	ータとして使用す		用X線装置における放射線防
	て使用する		護に関する一般的要求事項
	る場合)		29 X線
			110 7 4751 0 44 55 1737/65 0
		·	JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
			T装置-安全
			29 X線

	T		
2 医療機器の放射線出力につ	不適用	医療上その有用性が放射線	
いて、医療上その有用性が放	}	の照射に伴うリスクを上回	/
射線の照射に伴う危険性を上		ると判断される特定の医療	/ /
回ると判断される特定の医療		目的に使用される医療機器	
目的のために、障害発生の恐		ではない。	
れ又は潜在的な危害が生じる			
水準の可視又は不可視の放射			
線が照射されるよう設計され			
ている場合においては、線量			
が使用者によって制御できる			
ように設計されていなければ			
ならない。当該医療機器は、			
関連する可変パラメータの許			
容される公差内で再現性が保			
証されるよう設計及び製造さ			
れていなければならない。			/
3 医療機器が、潜在的に障害	適用(X線		X線CT装置部
発生の恐れのある可視又は不	を照射す	する項目に適合することを	JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
可視の放射線を照射するもの	る場合)	示す。	T装置一安全
である場合においては、必要			29.1.106 操作可能状態の制御
に応じ照射を確認できる視覚			及び表示
的表示又は聴覚的警報を具備			
していなければならない。			
4 医療機器は、意図しない二	適用(CRT	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
次放射線又は散乱線による患	を有する	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
者、使用者及び第三者への被	機器の場	示す。	求事項
曝を可能な限り軽減するよう	合)	7,70	ステラ
設計及び製造されていなけれ			29.2 A A A A A A A A A A
ばならない。			Ab (CKI か該当)
14/4 2/4/ ,			
) 適用(X線		▼ (中 ○ ~) 十四 (中
	1	認知された規格・基準の該当	X線CT装置部 HCT OCOL 1 O F F F F F F F F F F F F F F F F F F
	を照射する。	する項目に適合することを	JIS T 0601-1-3: 医用電気機器
	る場合)	示す。	第1部:安全に関する一般的要
			求事項一第3節:副通則一診断
			用X線装置における放射線防
			護に関する一般的要求事項
			29.204 漏れ放射線
			29.208 迷放射線に対する防
			護
	İ		JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
			T装置-安全
			29.208 迷放射線に対する防
			護
5 放射線を照射する医療機器	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
の取扱説明書には、照射する	/ 1-	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
放射線の性質、患者及び使用		示す。	東東項
者に対する防護手段、誤使用		· · · · · ·	水事頃 6.8.3.a) 技術解説書 一般
の防止法並びに据付中の固有			U. O. O. A/ 1文/四月件市元音
1			V 傾の T 壮野が
の危険性の排除方法につい			X線CT装置部
て、詳細な情報が記載されて			JIS T 0601-1-3: 医用電気機器
いなければならない。			第1部:安全に関する一般的要
			求事項一第3節:副通則一診断

			用X線装置における放射線防
			護に関する一般的要求事項
			6.8.201 (附属文書中の項)
			29.201.3 管装置のろ過
			29.201.4 X線源装置のろ過
·			29.201.6 74的の性質の表示
			29.205.3 附属文書の中の情
			幸 報
			29.207.1 要求事項(一次防護
			遮へい体)
			JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
			T装置-安全
			6.8.2 取扱説明書
			29.1.102.1 線量の記載
			29.1.103 線量情報
·			
			29.201.5 X線装置における 総ろ過
			29.202.101.b) (スライス面 の表示及び位置)
			29.204.2 基準負荷状態の記
			載 29.208.101 附属文書での記
	i		述(迷放射線に対する防護)
			50.101 X線出力の正確度
			IEC 60601-2-28 : Medical
			electrical equipment - Part
			2: Particular requirements
			for the safety of X-ray source
			assemblies and X-ray tube
			assemblies for medical
			diagnosis
			6.1 c) 3) 公称焦点値(外側の
			表示)
			6.8.3 bb) 3) 公称焦点值(技術
			解説書)
6 電離放射線を照射する医療	適用(吸収	認知された規格・基準の該当	JIS T 14971:医療機器-リス
機器は、必要に応じ、その使	補正用密	する項目に適合することを	クマネジメントの医療機器へ
用目的に照らして、照射する	封線源—	示す。	の適用
放射線の線量、幾何学的及び	ガンマ線		
エネルギー分布(又は線質)	源を使用	·	
を変更及び制御できるよう、	する場合)	·	
設計及び製造されなければな	, <i>J.</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
らない。	適用(医用	 認知された規格・基準の該当	│ │JIS Z 4751-2-44:医用X線C
ا کام	過用(医用 X線CT	おな項目に適合することを	
			T装置一安全
	診断装置	示す。	6.8.2 取扱説明書
	を使用す		29.1.102.1 線量の記載
	る場合一	·	29.1.103 線量情報
	CTデー		29.201.5 X線装置における
	タを PET 用		総ろ過
	吸収補正		29.202.101.b) (スライス面
	データと		の表示及び位置)
	· -	L	

	して使用 する場合)		29.204.2 基準負荷状態の記載 29.208.101 附属文書での記述(迷放射線に対する防護) 50.101 X線出力の正確度
7 電離放射線を照射する診断 用医療機器は、患者及び使用 者の電離放射線の被曝を最小 限に抑え、所定の診断目的を 達成するため、適切な画像又 は出力信号の質を高めるよう 設計及び製造されていなけれ	適用(吸収 補正用密 封線源 ガンマ線 源を使用 する場合)	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用
ばならない。	適 開 に な ま い に で を は の で の で で で で で で で で で で で で で	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	医療用エックス線装置基準 (平成13年厚生労働省告示第75 号、平成14年厚生労働省告示第 126号) JIS Z 4751-2-44: 医用X線C T装置-安全 50.101 X線出力の正確度
	する場合)		
8 電離放射線を照射する治療 用医療機器は、照射すべき線 量、ビームの種類及びエネル ギー並びに必要に応じ、放射 線ビームのエネルギー分布を	不適用	電離放射線を照射する治療 用医療機器ではない。	
確実にモニタリングし、かつ 制御できるよう設計及び製造 されていなければならない。			
(能動型医療機器に対する配慮)	l		
(能助型医療機器に対する配慮) 第12条 電子プログラムシス テムを内すると、 を内すると、 使用目的に所見性、 が性能のの が性能がなければならない。 また発生し当該故障から表 なに なり、 を強力した場合 が発生し当該故障からま なに なり、 を強力 なり、 を が を が を が を が を が を が を が を が を が を	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリ	JIS T 0601-1: 医用電気機器-第1部: 安全に関する一般的要求事項49電源の遮断52 異常作動及び故障状態 X線C T装置部JIS Z 4751-2-44: 医用X線C T装置一安全22動く部分29 X線50.101 X線出力の正確度50.102.b) 記録済み検査データの正確度の関連部分 JIS T 14971: 医療機器-リス
	不连甲	スク管理が計画・実施されて いることを示す。	J18 1 149/1
2 内部電源医療機器の電圧等 の変動が、患者の安全に直接	不適用	電源状態が患者の安全に直 結する機器ではない。	

影響を及ぼす場合、電力供給 状況を判別する手段が講じら			
れていなければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電 が患者の安全に直接影響を及 ぼす場合、停電による電力供 給不能を知らせる警報システ ムが内蔵されていなければな	不適用	電源状態が患者の安全に直 結する機器ではない。	
らない。			
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメータをモニタする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 -第1部: 安全に関する一般的 要求事項-第2節: 副通則-電 磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション
6 医療機器は、意図された方 法で操作できるために、電磁 的妨害に対する十分な内在的 耐性を維持するように設計及 び製造されていなければなら ない。	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 -第1部:安全に関する一般的 要求事項-第2節:副通則一電 磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 - 第1部: 安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び超立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置 ************************************
			X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44:医用X線C

			T装置-安全
			15-20 第三章 電撃の危険に
			対する保護
	}		56 部品及び組立一般
			57 電源部
(機械的危険性に対する配慮)			C. HEIMATI
第13条 医療機器は、動作抵	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器—
れてる米 医療機器は、動作的 抗、不安定性及び可動部分に	1		
		する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
関連する機械的危険性から、		示す。	求事項
患者及び使用者を防護するよ			21 機械的強度
う設計及び製造されていなけ			22 動く部分
ればならない。			23 表面、角及び縁
			24 正常な使用時における安
			定性
			25 飛散物
	į		28 懸垂機構
			20 //8/33/1/9
			X線CT装置部
			JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
			T装置一安全
			22 動く部分
			27 空気力及び水力
2 医療機器は、振動発生が仕	不適用	リスクになる振動を発生す	
様上の性能の一つである場合		る機器ではない。	
を除き、特に発生源における			
振動抑制のための技術進歩や			
既存の技術に照らして、医療			
機器自体から発生する振動に			
`起因する危険性を実行可能な			
限り最も低い水準に低減する			
よう設計及び製造されていな			
ければならない。			
3 医療機器は、雑音発生が仕	 不適用	リファクアかてかナナダルー	
o 医療機器は、無自光生が任 様上の性能の一つである場合	个週用	リスクになる雑音を発生す	
		る機器ではない。	
を除き、特に発生源における			
雑音抑制のための技術進歩や			
既存の技術に照らして、医療			
機器自体から発生する雑音に			
起因する危険性を、可能な限			
り最も低水準に抑えるよう設			
計及び製造されていなければ			
ならない。			
4 使用者が操作しなければな	適用(永久	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
			The state of the s
	1	1.70	
			50.3 a/ 1女形GBV/作列
ければならない。			<u></u>
		L	
5 医療機器のうち容易に触れ	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1 : 医用電気機器-
5 医療機器のうち容易に触れ ることのできる部分(意図的	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要
	設置機器でない場合)	する項目に適合することを示す。	第1部:安全に関する一般的要 求事項 56.3 a)接続器の構造

	·	p-10.				
る部分を除く。) 及びその周辺			42 過度の温度			
部は、通常の使用において、						
潜在的に危険な温度に達する						
ことのないようにしなければ						
ならない。						
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)						
第14条 患者にエネルギー又	不適用	エネルギー又は物質を患者				
は物質を供給する医療機器		に供給する機器ではない。				
は、患者及び使用者の安全を		S WHY S SMALL CLOSES.				
保証するため、供給量の設定						
及び維持ができるよう設計及						
び製造されていなければなら						
ない。						
	7* '2¢ III	ーナッド、フルサミディ中犬				
2 医療機器には、危険が及ぶ	不適用	エネルギー又は物質を患者				
恐れのある不適正なエネルギ		に供給する機器ではない。				
一又は物質の供給を防止又は						
警告する手段が具備され、エ						
ネルギー源又は物質の供給源						
からの危険量のエネルギーや						
物質の偶発的な放出を可能な						
限り防止する適切な手段が講						
じられていなければならな						
V '0						
3 医療機器には、制御器及び	不適用	エネルギー又は物質を患者				
表示器の機能が明確に記され		に供給する機器ではない。				
ていなければならない。操作						
に必要な指示を医療機器に表						
示する場合、或いは操作又は						
調整用のパラメータを視覚的						
に示す場合、これらの情報は、						
使用者(医療機器の使用にあ						
たって患者の安全及び健康等						
に影響を及ぼす場合に限り、						
患者も含む。)にとって、容易に理解できるようでかければ						
に理解できるものでなければ						
ならない。			/			
(自己検査医療機器等に対する配		A TAX TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PA				
第15条 自己検査医療機器又	不適用	自己検査医療機器等ではな				
は自己投薬医療機器(以下自		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
己検査医療機器等という。)						
は、それぞれの使用者が利用						
可能な技能及び手段並びに通						
常生じ得る使用者の技術及び						
環境の変化の影響に配慮し、						
用途に沿って適正に操作でき						
るように設計及び製造されて						
いなければならない。						
1 . 51.24 - 101.04 - 2 . 04 * 0	L	<u> </u>	V			

2 自己検査医療機器等は、当	不適用	自己検査医療機器等ではな	
該医療機器の取扱い中、検体		Į S	
の取扱い中(検体を取り扱う			
場合に限る。)及び検査結果の			
解釈における誤使用の危険性			
を可能な限り低減するように			
設計及び製造されていなけれ			
ばならない。			
3 自己検査医療機器等には、	不適用	自己検査医療機器等ではな	
合理的に可能な場合、製造販		l t	
売業者等が意図したように機			
能することを、使用に当たっ			
て使用者が検証できる手順を			
含めておかなければならな			
(製造業者・製造販売業者が提供	, - 113 11-7		
	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
(使用者には、使用者の訓練及)		する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
び知識の程度を考慮し、製造		示す。	求事項
業者・製造販売業者名、安全			6 標識、表示及び文書 及び
な使用法及び医療機器又は体			その他の項のラベル、附属
外診断薬の意図した性能を確			11117
1 1			文書に関する要求事項
認するために必要な情報が提			·
供されなければならない。こ			JIS T 0601-1-1 : 医用電気機器 │
│ │ の情報は、容易に理解できる │			一第1部:安全に関する一般的
しものでなければならない。 丿			要求事項-第1節:副通則-医
			用電気システムの安全要求事
			項
			1 ^ ·
			6 標識、表示及び文書 及び
			その他の項のラベル、附属
			文書に関する要求事項
			JIS T 0601-1-2: 医用電気機器
			- 第1部:安全に関する一般的
			要求事項一第2節:副通則一電
			磁両立性 要求事項及び試験
			6 標識、表示及び文書 及び
			その他の項のラベル、附属
			文書に関する要求事項
			X線CT装置部
			JIS T 0601-1-3: 医用電気機器
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			第1部:安全に関する一般的要
			求事項-第3節:副通則- 診
			断用X線装置における放射線
			防護に関する一般的要求事項
			6 標識、表示及び文書 及びそ
			の他の項のラベル、附属文
			書に関する要求事項
			JIS Z 4751-2-44: 医用X線C
			T装置一安全
	İ		6 標識、表示及び文書 及びそ
			O WHAN STANDAR AUC

			の他の項のラベル、附属文書に 関する要求事項 IEC 60601-2-28: Medical electrical equipment - Part 2: Particular requirements for the safety of X-ray source assemblies and X-ray tube assemblies for medical diagnosis 6.1 c) 3) 公称焦点値(外側の 表示) 6.8.3 bb) 3) 公称焦点値(技術 解説書)
		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて	医療機器の添付文書の記載要 領について(平成17年3月10 日 薬食発第0310003号) JIS T 14971:医療機器-リス
		いることを示す。	クマネジメントの医療機器へ の適用
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和35年法律第145号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請 について(平成17年2月16日 薬食発第0216002号)第2の1
2 臨床試験は、医療機器の臨 床試験の実施の基準に関する 省令(平成17年厚生労働省令 第36号)に従って実行されな ければならない。	不適用	基準適合品である。	